

事務連絡
平成30年7月4日

各市町村教育委員会教育長
各市町村立学校長

様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長

金額式IC定期券の導入に伴う通勤手当の認定等の対応について

平成30年6月25日から、国際興業バス及び東武バスにおいて、金額式IC定期券が導入されておりますが、通勤手当の認定事務及び給与報告等について、下記のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

記

1 7月分通勤手当の認定について

【対応】金額式IC定期券による認定は保留する

※ 手当額の計算方法を含めた認定等の取り扱いについては別途通知させていただきます。

2 8月分給与報告について

【対応】上記1の通知に基づき、認定を変更する必要がある者について7月に遡って給与報告

※ 金額式IC定期券へ認定変更する場合、支給額の改定は7月となります。
(事実発生日：平成30年6月25日)

【金額式IC定期券とは】

定期券の設定金額以内の区間であれば、乗り降り自由に利用できる定期券です。

詳細は各バス会社のホームページを御確認ください。

(すでに西武バスにおいて導入されているものと同様の定期券です。)

- ・国際興業バスホームページ (<http://5931bus.com/>)
- ・東武バスホームページ (<http://www.tobu-bus.com/pcl/>)

担当：給与制度担当
電話：048-830-6667